

品川区環境マネジメントシステム(しながわエコリンク)表彰実施要綱

制定 平成28年1月18日 区長決定

要綱第46号

制定 平成31年4月1日 部長決定

要綱第325号

(目的)

第1条 この要綱は、環境関連法令（以下「法令」という。）および品川区職員環境行動計画～しながわ職員エコアクト～に基づく省エネ・省資源活動の推進ならびに法令の遵守の徹底を目的とし、区の環境を保全する活動（以下「活動」という。）の実施、区の事業等における法令の遵守、法令の遵守状況等の監査、区民に対する活動成果等の公表等を行う区の環境マネジメントシステム（以下「しながわエコリンク」という。）に基づき、環境に関する優良な取組みについて、課および施設（以下「課等」という。）を表彰し、全庁に当該取組み内容を周知することにより、職員の一層の環境配慮意識の高揚および当該取組みの普及促進を図ることを目的とする。

(表彰の対象)

第2条 表彰の対象となる取組みは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) しながわエコリンクに基づく環境監査において優良な取組みと認められたものであって、次に掲げる要件のいずれかに適合するもの
 - ア 環境負荷の低減効果が大きいもの
 - イ 業務改善による環境対策のうち、顕著な効果があるもの
 - ウ 他課等の模範となるもの
 - エ 区民や事業者への啓発効果が大きいもの
 - オ 創意工夫が認められるもの
- (2) しながわエコリンクに基づき作成した環境プログラム管理表または環境活動レポートの内容から優良な取組みと認められるものであって、次に掲げる要件のいずれかに適合するもの
 - ア 環境負荷の低減効果が大きいもの
 - イ 業務改善による環境対策のうち、顕著な効果があるもの
 - ウ 他課等の模範となるもの
 - エ 区民や事業者への啓発効果が大きいもの
 - オ 創意工夫が認められるもの
- (3) その他優良と認められるものであって、次に掲げる要件のいずれかに適合するもの
 - ア 環境負荷の低減効果が大きいもの
 - イ 業務改善による環境対策のうち、顕著な効果があるもの
 - ウ 他課等の模範となるもの

- エ 区民や事業者への啓発効果が大きいもの
 - オ 創意工夫が認められるもの
- (表彰課等の選定)

第3条 環境課長は、第2条に規定する要件を満たす取組みを行っている課等のうちから、表彰候補となる課等を選定し、都市環境部長へ報告する。

2 都市環境部長は、前項の規定により報告された表彰候補となる課等について審査し、環境対策推進会議に諮る。

3 区長は、前項に規定する会議の審議結果を踏まえて、表彰課等を決定する。

(表彰者)

第4条 表彰は、区長が行う。

(表彰の方法)

第5条 表彰は、賞状の授与をもって行う。

(表彰の事務)

第6条 表彰に関する事務は、環境課において行う。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、表彰にあたって必要な事項は別に都市環境部長が定める。

付 則

この要綱は、平成28年1月18日から適用する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から適用する。